

平成26年度 第3回鶴岡市児童福祉審議会（鶴岡市子ども・子育て会議） 会議録

- 日 時 平成26年12月25日 午後1時30分～3時10分
- 会 場 市役所 6階 大会議室
- 出席委員
田澤光彦、渡部宏一、本間愛香、佐々木喆彦、富樫孝雄、平山昌子、石川正廣、佐藤以中、櫻井好和、後藤拡、工藤幸吉、本間望、青木道雄、手塚利、佐藤宥男、佐藤節子、恩田京子
- 欠席委員
竹内峰子、村山修、小野俊孝
- 市側出席職員
健康福祉部長 今野和恵、子育て推進課長 齋藤功、子育て推進課主幹（兼）子ども家庭支援センター所長 齋藤律子、学校教育課指導主査 山口幸一、藤島庁舎市民福祉課長 丸山隆逸、羽黒庁舎市民福祉課長 国井儀昭、櫛引庁舎市民福祉課長 山口弘男、朝日庁舎市民福祉課長 渡邊健、温海庁舎市民福祉課健康福祉専門員 庄司益美、福祉課障害福祉主査 木島秀明、健康課母子保健専門員 河口維登、子育て推進課長補佐 佐藤美鈴、同主査 渡会健一、子ども家庭支援センター保健専門員 若生幸、子育て推進課子育て推進専門員 五十嵐亜希、同子育て推進専門員 加藤恵里、同子育て推進専門員 木村廣子、同主事 齋藤知久
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 1人
- 報告・協議事項 子ども・子育て支援新制度について
 - (1) 鶴岡市子ども・子育て支援事業計画
 - ①計画（案）について
 - ②基本理念について
 - (2) 新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について
 - (3) その他

1 開 会

事務局（佐藤課長補佐）

皆様こんにちは。本日は、年末のお忙しい中、また真冬のお寒い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから平成26年度第3回鶴岡市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）を開会いたします。

会議に先立ちまして、二三説明をさせていただきます。この会議の開催につきましては、前回と同様に1週間前に市のホームページに掲載しております。傍聴も可としておりまして、本日はお一人の方が傍聴にお見えになっております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。先日、審議会資料を送付させていただ

きましたけれども、「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画（案）」「基本理念について」、それと今日お配りいたしました資料が、「次第」、「支援事業計画（案）差替え箇所」、「新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について」と「各施設の利用定員（未確定）」です。なお、「審議会委員名簿」と「事務局名簿」も付けさせていただきました。

なお、この会議ですけれども、2時間を目途に3時半に終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次第2の挨拶に移ります。委員長の竹内峰子さんから体調不良により欠席させていただいた旨の連絡をいただきましたので、副委員長の佐藤以中さんよりご挨拶を頂戴いたします。

2 挨拶（佐藤以中副委員長）

皆さんこんにちは。今日もパラパラ雪が降っておりまして、いわゆるホワイトクリスマスを迎えておりますけれども、雪が多い分お正月の準備もひと手間増えてくる中で、今日この審議会にお集りいただきまして本当にありがとうございます。今お話ありましたとおりに竹内委員長が体調不良ということで、前回に引き続きましてわたくし佐藤がこの席に着いております。不慣れでございますけれども、最後までどうぞひとつよろしくお願い申し上げます。本日はご苦勞様でございます。

事務局（佐藤課長補佐）

報告・協議事項に入ります前に、本日の審議会に欠席の連絡を竹内委員長、委員名簿13番の小野委員と1番の村山委員から欠席の連絡をいただいております。本日の審議会は委員20名中17名の出席ですので、「鶴岡市児童福祉審議会条例第7条第2項」の規定により、本会議は成立することを申し上げます。

それでは、3番の報告・協議事項に入らせていただきますけれども、ここからは審議会条例第7条及び第6条の規定により、佐藤以中副委員長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告・協議事項＜議長：佐藤副委員長＞

議長

それでは、事務局からお話しがありましたように3時半には終了できるように、皆様のご協力をいただきながら審議の進行に努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、子ども・子育て支援新制度について（1）①鶴岡市子ども・子育て支援事業計画（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（木村子育て推進専門員）

（1）①「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画（案）について」を資料に沿って説明

次第には最終案と書いてありますが、庁内でももう少し検討・整理が必要であること、また、今日頂戴いたしますご意見などを踏まえまして、再度取りまとめを行ない1月のパブリックコメントの実施となります。委員の皆様にはあらためて最終案を送付させていただきたいと考えておりますので、その時にもう一度確認をお願いしたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいま説明ありました鶴岡市子ども・子育て支援事業計画（案）につきまして、質問ご意見などございましたらお願いいたします。

委員

23ページに基本施策と取り組みということで、基本目標3に「教育・保育環境の整備」がございました。その中で、新規参入施設への巡回支援事業ということで、新規事業、大変結構なことだと思います。そして、新公立保育園の整備ということで、新たに南部・西部の保育園を統合して中核的な公立保育所を整備するということの説明がございました。その中での役割といたしまして、33ページのところに公立保育所の今後のあり方として具体的に機能が書いてあるわけですが、その中で、民間保育園との研修の相互受け入れ、ということがあります。いわゆる研修、保育の質を高めるということで、幼稚園教諭や保育士との合同研修ということもありましたけれども、この研修の受け入れを基幹的役割としてどのように考えているのかということです。例えば、私が感ずるのでは、いわゆる教員であれば初任者研修というのがあります。それから教職5年目研修、10年目研修というのが教員の場合課せられている訳です。そういうタイミングでもって、保育士についても一体とした研修を私はやるべきじゃないかなと思っています。やはり施設が多いものですから、各保育園も前々からの児童館から保育所をやってきたという経緯があったりして、なかなか保育の質の向上というところにおいても、我々園長会の中でも一律にはっきりしているかどうかという点でも疑問に感じるところもあります。そういった意味においても、保育の質を高めるという意味で中核的な機能として、そういった研修も一体的にやっていただければありがたいなと思います。というのはやはり、新採の職員でも、職場で受ける研修等によって人も考え方も変わったりしているのです。私共も今職員採用試験をやっていますけれども、適性検査をやっています。適性検査をやっていると、とかく職場経験のある方が応募されている中の多くが、職場環境の中でも対人関係の不安というところの結果が出てくるのです。そういうところもありまして、やはり初任者研修で様な研修を市の方が主体となって中核的な機能を果たすという意味でやっていただければどうなのかなと、各保育園任せでなくて市が中心となってやる研修があってもいいのではないかな、ということを感じました。

それからもう一点ですけれども、23ページに認可保育所等の改築、大規模修繕事業と出ております。民間・公立の老朽化保育施設の改築、大規模修繕を推進し、児童の安全かつ衛生的な環境整備を図ります。ということなのですが、これは安心子ども基金で保育所の緊急整備事業ということで、私どものほうにもそういう整備事業をやりますかという案内がきます。しかし、いわゆる定員を拡大するための整備については補助するけれども、それ以外の老朽化に対

する助成はほとんど私ども市のほうに出しても認められないんですね。そういったことで、私のほうでも10年目になりますけれども、あちこち修繕しなければならないところが多々あります。安心子ども基金以外に市の方で改築・修繕についても助成していただけるのかどうか、ということをお伺いしたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。2点ほどご提案とご質問ございましたけれども。どうぞ。

事務局（齋藤子育て推進課長）

委員から2点ほどご質問をいただきました。1点目の公立保育園の中核的な整備の中で触れられている公的機能の部分で、その中の研修の相互受け入れに関する、それから研修という部分でのご質問かと思えますけれども、委員おっしゃるとおり特に異論はございません。ただ申し上げたいのは、やはり社会福祉法人なりそれぞれの保育園を運営する主体が第一義的にはきちんと職員の管理といいますか研修については、責任を持ってやっていただくということが基本になるかと思えます。そのうえで、社会情勢に対応した保育指針ということも国が示しております。当然それは視野に入れつつも、やはり社会情勢に対応した保育を市全体で進めていくという観点から、市全体の保育園あるいは幼稚園も含めてどういったあり方がいいのかも含めて、そういった研修をぜひやっていきたいと思っております。

それから、あえて申し上げたいのですけれども、ここに記載したものについては新たな公立保育園を整備することを表明したものでありますけれども、なお機能については、具体的にこれからどういった機能を持てるかについては、改めてその設計の中で検討していくということになりますので、それは予めご承知いただきたいと思えます。そして2点目の、計画の23ページの認可保育所の改築、大規模修繕事業については、ご指摘のとおり安心子ども基金の活用を前提に記載しておりますけれども、安心子ども基金については26年度をもって終了ということで、それに代わる新たな補助制度は当然設けるということで国の方は言っています。ただ、こういった形になるのかについては、これから示されるものと思っております。そういったうえで、これまで県の財源も活用して進めてきたわけですが、県の方の基本的考え方が、耐震改修を伴うもの、あるいは低年齢児の受け入れに伴うものを優先的に取り上げてきたということでありまして、決してそれ以外のものが対象外となることではありません。ただ、優先的な対応としてそういう県の方針がありまして、鶴岡市もそれに追随してきたというような状況があります。これについては、市の方で皆様の方からいろいろ改修の要望をいただいて優先順位も付けさせていただきながらも、年次的計画的に改修を進めるという方向で検討して参りたいと思えます。直ちに対応できない場合であっても年次的に計画的に進める観点から、改修の要望に応えることができるかと思えますので、そこはこれまでと同様毎年要望調査をさせていただきますので、その際要望していただきますようお願いしたいと存じます。

議長

はい、ありがとうございます。委員よろしいでしょうか。他にございますか。

それでは、ないようですので、続きまして②の基本理念につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（木村子育て推進専門員）

②基本理念について

前回の審議会で委員の皆様の基本理念についてのご意見をお伺いしお寄せいただきました内容を、資料「基本理念について」で紹介させていただきましたのでご覧いただければと思います。ご協力ありがとうございました。

議長

お手元の方に資料はあると思いますけれども、複数回答ということで全部あがっていると思います。これにつきまして、これがいいというようなご発言ありましたらお聞きしたいと思いますけれども。いかがでしょうか。どういったものがよろしいでしょうか。

それでは、事務局の方からお願いします。

事務局（齋藤子育て推進課長）

本当に皆様から多数、理念についてお寄せいただきまして有難うございました。どれにするかという選定の前にご提案させていただきますけれども、内部でいろいろと検討したのですが、計画を作るたびに理念がいろいろ変わるの如何かと、そういうような議論もありました。それで、次世代プラン後期計画については合併間もない時期に作成しましたけれども、これが鶴岡市全体の特性を踏まえた子育ての理念に成り得るものとして、28番の「恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし 子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡」、これを後期計画の基本理念にした訳ですが、これについて特に大きく理念を変える必要はないのではないかなという議論も出まして、基本的にこの理念は生かしたいというのが事務局内部の要望です。ただ、これを基本理念に据えて、これからの活動目標もう1個別のものをキャッチコピー的に生かしたいと、そういうような考えを事務局で持ちましたけれども、それも含めてご意見をいただきたいと思います。

議長

はい、ただいま事務局の方からご提案ございましたけれども、基本理念の方は従前の28番のものを採用して、その他にキャッチコピーを設けたらどうかというご提案でしたけれども、皆様いかがでしょうか。ご意見・ご質問ございませんか。

私が発言していいのかどうか、事務局の提案のように28番を基本に据えるというのは私も賛成だと思いますし、その他にキャッチコピーですと、私は7番あたりが相応しいのかなと思っておりますけれども、ご意見いただければ有難いです。

なかなか急な話かもしれませんが、28番との関係でもしっくりくるのかなと、キャッチコピーとしても馴染みやすいかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員

今の説明を伺って、大変作文としては200点あげてもいいようなものですが、これが全部このとおりだというふうに受け取っていいのかどうかということ、考えています。と申しますのは、本当に基本的なものがいったいどこにあるのか、これの解明というのが何度いろいろな会合で申し上げても、それに対する回答というのがなかなか出てこない。基本的に子どもは家庭で父親・母親が育てる。鶴岡市は今、「三つ子の魂百まで」という言葉が基本になっていると思うが、荘内藩、昔使っていた論語を家庭教育の大事さという事で非常に大きく強く取り上げてやっている訳ですが、これを指導する立派な人材があったから出来た訳です。ところが、現在保育所、幼稚園、幼稚園はその辺のところは幼稚園の議題でもって改善を進めていますけれども、例えば研修が必要だというような話が出たが、この研修の時に年間数回の研修会、あるいはその部門での研修会をやっても、全員がそれをきちんと把握して研修する時間が無い。ということは、公の研修会を開催すると正規の職員の出席率は非常に良い。ところが、臨時職員あるいは時間職員、こういう方々の研修というものへの参加がほとんどない。私立幼稚園連合会の方で研修を今年度も2度程呼びかけてやったが、100名程集まった中で保育所関係の出席者はわずか1割に満たない。こういう状況で、研修そのものが出来るのか出来ないのか、これが私は1番問題だと思う。それで、私共は情報の収集のためにいろいろなところからお話を伺うけれども、先生その実際に保育所・保育園での実態をきちんと訴えてください、ということは何回も言われた。ということは、正規の職員の勤務時間は午前8時から午後6時までの8時間、これでも1時間超過しているが、今子どもは朝7時になると預かって欲しいと言われる。では、8時までどうやって子どもの面倒を見るかという臨時職員である。午後6時から午後10時まで預かっているのはパートの職員である。これが子どもを育てている実態である。

それで、幼稚園の職員の場合には幼稚園の教員資格が必要、それプラス介護施設での実習プラス保育所での実習、2年間の短期大学の中に、教員のしっかりしたものを父親・母親に教育できて協力していただけるほどの基礎が出来ているのかいないのか。つい最近、大学から先生に来ていただいて講演をいただいた。そしたら、今の短大の制度では現在の子ども、子どもを含めた親を教育するための学校での教科はまったく不足している。せめて4年間は、学校で基本的なものをきちんと教えてほしい。それプラス、命を助ける医者が8年、9年経たないと一人前の医者にならない、その心を育てるわずか2年間、3年間幼稚園の場合、幼児の場合は6年間だが、それだけのものを育てるための基本的な教育というのが果たして出来ているか出来ていないか、そういうことに触れて、この子育て支援事業計画は立派な作文だ。中味がどうなっているかということのきちんとした把握がされているか、そんな感じがして仕方がない。

この件にはあまり関係ないと思われる方がいるかもしれないが、実は最近、企業あるいは会社関係に就職されている方が年内に転勤を命ぜられた。そういう方の子どもがいる。年内に転勤をすると、幼稚園の場合には幼稚園を卒業したという卒業証書をもらえない。それは他の保育所でも同じだと思う。他の所に移った場合には、もう一度審査料、入園料、そういうものを払っていかないと、わずか数か月、例えば12月に転勤した場合には4か月間、その間に、入園料、その他のいろいろ雑費を二重に払わなければいけない。これに、子どもの心情、親の心情を考えた場合、幼稚園の卒業証書は大事なのに出せない。我々には手が出せない。それから、

市のそういうことに興味がある方に回したけれども、それは市の方では働き掛けられませんと。働き掛けられないのはよく分かっているが、指導するぐらいのことを福祉部の方で何とかならないか。鶴岡市全体を考えて、鶴岡市全体の子ども教育を考えた場合、その中のたった一人の子どもの幼稚園卒業証書がもらえなくてべそを掻いて泣いている子どもを助ける、これも私は、私たちの大事な仕事だと思っている。そういうことを考えて、計画を作っていただきたいと思います。

議長

今お二人の委員からお話がありましたことについては、私も児童養護施設の施設長ですからとてもよく分かる部分がありまして、これは社会制度になるかと思うが、昭和20年を大体境として、それまでの福祉慈善活動という子どもを支える活動をむりくり後から児童福祉の制度がオーバーラップしていくような形があって、実は委員が言われたように、奉仕活動の部分がまだまだあって、実態とちょっとそぐわない部分があるのかなど、私個人もそういうふうな考えを持っております。それにしましても、この計画は200点だとお褒めをいただきましたので、これから魂を入れるということなのでしょうけれども、これについては特に事務局のご意見など聞いた方がよろしいですか。

委員

これだけ立派なものが出来ると、勤めている先生方が本当に安心して子どもたちに接して、この中にも家庭教育の大事な事、お父さんも一緒に育てるということも入っています。けれども、その後やるだけの時間、それだけのそれをこうしたらああしたらと指導できる保育所の先生、幼稚園の先生が果たして何人いるのでしょうか。そういう点に目を向けていただかないと、本当の200点にはならないと思います。

事務局（齋藤子育て推進課長）

ご意見有難うございます。まず叱咤激励ということで受け止めましたので、副委員長から話があったように、この計画にきちんと魂を入れていくということで頑張らせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは基本理念についてどうしてもまとめていきたいと思いますが、事務局案の28番を基本理念としますということ、まずこれはよろしいでしょうか。それからもう一つ、キャッチコピーと言いますか親しみやすい形で市民に広めるという意味でもう一つ設けたいということでしたので、何番がいいかなということなのですが、先ほど私7番ということは個人の意見として申し上げましたが、いかがでしょうか。

もしご意見が無ければ、私の意見は7番ですがどうでしょうか。

委員

基本的に教育にキャッチコピーは必要なのか。

議長

これまた私個人の意見ですが、啓蒙するには短くて手軽で皆が覚えやすいようなものがあつたほうがいいのではないかなと思います。

委員

キャッチコピーというのを考えると、とにかくテレビの宣伝などご覧になっているとよく分かると思うが、浮すべりしてしまいますよね。中味が伴ってない。ですから、むしろ教育というのは大事なもののなのですよと、大事なものだから浮すべりするようなキャッチコピーを、私は要らないと思う。

議長

キャッチコピーは要らないというご意見もございましたが、これも含めていかがでしょうか。

事務局（今野健康福祉部長）

基本理念について皆さんから提案いただいた際に、次世代プランで掲げた理念である28番の継続を基本にしたいというようなことの説明がちょっと不足していたのではないかなと思ひまして、大変申し訳なく思っております。そのうえで、皆さんから出していただいたこの案について、7番にある「未来をつくる子どもたち しっかりはぐくむ 子育てのまち 鶴岡」というのが、今この制度が新しくなるという意味、それから人口減少少子化対策に全庁的にしっかり取り組んでいくという市の大命題があるので、それと機を一にするというか、しっかり子育て支援策に取り組んでいくよという意思表示にちょうど当てはまると思ひまして、7番ではいかがですかと、私からも提案をさせていただきたいと思ひました。

委員

こういう恰好をつける必要があるのか。私たちが今子どもたちのことを一生懸命話し合ったり、こうしようあしよう、この結果が出てくるのは何年後か。20年、30年経ってその子どもたちが大人になって支えていく社会が、一番大事なのではないか。そのためにどうするか、そのために長ったらしいキャッチコピーは要らない。もっと簡単なのがあると思う。

議長

事務局の方でも何かいい案がないかということで、アンケートを取ったうえでの本審議会であるので、できればこの中からやっぱり選ばせていただければなあというふうに、私は思ひますけれども。

それではですね、ちょうど私を応援するような形で、7番というふうに部長からおっしゃっていただいておりますけれども、7番でいかがなものでしょうか、よろしいでしょうか。

多数の委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは7番ということで、ここでは取り決めさせていただきたいと思えます。

続きまして、新制度の利用にかかる保育料について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（瀬尾専門員）

（2）「新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について」を資料に沿って説明

議長

はい。ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について、このことについてご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

委員

本当に基本的なことですが、この市町村民税所得割というのは年間でしょうか。平成25年度の市町村民税に基づいて徴収されるということなのでしょうか。

事務局（瀬尾専門員）

ただいまの質問ですが、資料を見ていただきたいと思います。市町村民税所得割額とあるのは、来年度平成27年度の保育料については、平成26年度の市町村民税の所得割額になります。市町村民税の額というのはあくまでも1年間分なので、1年間の金額で所得割を算定して、それをお父さんとお母さんの分を合算した額で保育料を算定するということになります。

委員

合算になるのですか。

事務局

そうです。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

他にございますか。

無いようですので、それでは続きまして（3）その他に入ります。事務局からお願いいたし

ます。

事務局（五十嵐子育て推進専門員）

（3）その他

「各施設の利用定員（未確定）」の資料を説明

議長

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたことにつきまして、ご意見・ご質問ございますか。

委員

この未確定の利用定員はよろしいのですけれども、先ほど他の委員からの意見もありましたが、この45の施設の正職員と臨時・パート職員の数の把握をして、保育の資質を上げるためには臨時職員やパート職員を減らして正職員の増員をお願いしたいという気持です。私は3人の孫育てをしています。朝7時から夜7時まで、正職員と臨時・パートの職員の配分はどのようなだろうということで、とにかくこの45施設の臨時・パート職員と正職員の数の把握をして、保育の資質を上げていただきたいという願いです。

議長

はい、ありがとうございました。では、事務局お願いいたします。

事務局（齋藤子育て推進課長）

今のご要望についてちょっとコメントさせていただきますが、毎年各保育園の雇用形態と申しますか、正職員・臨時職員の区別がどうなっているかの状況把握をしております。各園でまちまちの部分ありますが、ほとんどの園が、半分が正職員、半分が臨時職員という状況であります。これについてはご承知のとおり、国・県・市がそれぞれ負担する財源を基に各園の運営を行なっているという実情がありまして、どうしても保育士全員を正職員として採用できない経営的な面が関係しております。あとは、当然正職員と臨時職員の責任の度合いというのは違うのですが、正職員であれ臨時職員であれ保育の質に関しては、先ほども話題になりましたがきちんと研修を踏まえて、臨時職員であってもきちんと保育の質を確保できるような、そういった取り組みを進めていくことが肝要であると考えています。これについては経営的な課題もありますことから、こういった実態があるということをご承知いただければと思います。

議長

ありがとうございます。委員よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。他にございませんか。

事務局（齋藤子育て推進課長）

この一覧票について補足させていただきますが、5番のにしごう保育園（仮）については保育所型の認定こども園を目指していますが、将来的な課題も踏まえて当初から幼保連携型の認定こども園ということも視野に入れて今検討を進めています。これ最終確定でございませんのでひとつよろしくお願ひします。また、一番下の地域型保育事業4つ記載しており、これについては新制度に乗っかきたいという意向も踏まえてここに記載しておりますが、必ず要件をクリアして新制度に乗っかるかどうかについては、これからいろいろ申請いただいて審査をこちらの方で行ったうえで決定になるということでご理解いただきたいと思います。3番のニチイキッズにしき保育園（仮）については来年度の年度途中もしくは28年度からという予定ですし、今のところ28年度からということですのでいろいろ計画を進めておりますので、これも併せてご承知いただければと思います。

委員

認定幼稚園というのが少ないですね。なぜ少ないのでしょうか。先ほど新制度の利用にかかる保育料、利用者負担額といろいろ数字が出てきましたが、これが園児一人あたり夫婦共稼ぎの場合、そうでない場合、それから別にお店を持っている方とかいうので、全部一枚一枚審査の資料が必要なのです。それを全部ハンコをもらわないと、お金が降りてこないのです。それじゃあ基準となる資料を提出するのに、誰がやるかです。幼稚園の場合は幼稚園教諭がやっています。それを事務職員一人雇ってやるだけの時間も経費もありません。そういう状況であるということ、全くご理解ないのでないかなと思います。そういうことがありますので、認定こども園の制度ができたときに希望すると回答した幼稚園・保育園、全国の統計で65パーセントありました。現在40パーセントを切っています。なぜ切るかということ、事務手続きが煩雑でそのために職員一人増やさなければならぬ、そういう余裕のある幼稚園は無いのです。それで、申請を出したけれども取り下げた幼稚園がたくさんあります。それから、庄内地区で廃園を考えている幼稚園もあります。父兄の考えているような十分な保育ができないから止めます、という幼稚園があります。そういう状況の中で、この負担額の計算、大変ご苦労なのですが、ただその裏に隠されている幼稚園・保育園の実際の運営の陰にあることが全然表に出てきてない。それを考えないで議論をしても、難しいけれどもやってしまいますよね。そういう点があるということ、私たちは父兄に一つ一つ説明をしながらやっているのです。そういうこともひとつ頭に入れて、こういう施策を作る、そういう計算をするというときに、事務局の方ではお考えいただいてやっていただきたいと思います。

それから、この議事の中に学童保育所というのが出てきました。その学童保育所というのは小学校1年生から6年生まで、ある場所では中学校3年生まで通う施設があります。そこで、子どもの人数に適合する人数の指導者がいるかいらないか。数字、作文というのはいくらでも出来るのです。実態を考えて、実態をきちんと把握してやっていただかないと、本当の子どもを

育てるということにならないと思います。陰に隠れているものが出てきて初めて私は真価が出ると思います。

事務局（齋藤子育て推進課長）

学童保育の関係のご指摘ございましたが、国の方では子ども・子育ての新たな制度の中で、学童保育も地域の子育て支援の13項目の1つに位置付けまして支援の拡充を図っていくという方向です。その一環としまして、これまではガイドライン的な基準だったものを、きちんと国の方で省令で基準を示して、その基準を踏まえて地域の実態に合わせて市町村で基準の条例を作るということで、9月に鶴岡市でも学童の運営基準を定めたところです。その中で運営的要件としましては、児童一人当たり1.65㎡以上でないといけませんよ、また、概ね40人の児童数に対して支援員を二人以上置きなさいよと、そういう基準を定めておりまして、いろいろ日頃から学童保育の皆さん方とやり取りをさせていただいておりますが、鶴岡市としてはどこもきちんと、これまでもですけれども支援員を二人以上配置して運営してこられたという状況を確認しているところです。

それから委員のおっしゃることも理解できる部分ありますが、この度の新制度で教育・保育の総合的な支援という位置付けで、保育園と幼稚園それぞれで進めていたものを一体的に支援していきましようという趣旨のもとで、これまでの財源がそれぞれの厚生労働省、文部科学省に分かれていたものを一つにまとめるとか、あるいは監督・権限も二つの省に分かれていたものを一つにして、内閣府が中心としてまとめていくというような趣旨で、新制度の推進体制が定められております。そういったことも踏まえて、それぞれの自治体で教育・保育の総合的な支援という心構えで新制度の対応にあたっていきたいと考えております。

議長

その他ご意見・ご質問ございますか。

無いようですので、今のご質問・ご説明については以上としたいと思います。

その他、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。

無いようですので、予定されたものすべて終了したということで、これで議長の席を降ろさせていただきますと思います。ご協力ありがとうございました。

4 閉会

事務局（佐藤課長補佐）

佐藤副委員長、報告・協議事項の進行どうもありがとうございました。事務局から委員の皆様ご連絡をさせていただきます。次回第4回目の審議会を、3月19日の午後に予定しております。変更になることもありませんけれども、また案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それではこれで、平成26年度第3回鶴岡市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）を終了いたします。お疲れ様でした。皆様どうぞお気を付けてお帰りください。